

岩手県農業基盤整備促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正前	改正後
<p>岩手県農業基盤整備促進事業費補助金交付要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1 地域の創意工夫による取組を総合的かつ機動的に支援し、農山漁村の活性化を図るため、<u>農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2311号農林水産省農村振興局長通知）第3、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第4、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知、29生畜第1500号農林水産省生産局長通知）別紙5第3、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知）第4並びに中山間地域所得向上支援対策実施要領（平成28年10月11日付け28生産第1140号農林水産省生産局長通知、28農振第1336号農村振興局長通知）別紙1第2、別紙2第2、別紙3-1第3、別紙3-2第2及び別紙3-3第2に規定する事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が、農山漁村振興交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2325号農林水産事務次官依命通知）、農地耕作条件改善事業実施要綱、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱及び中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官依命通知）（以下「国の実施要綱」と総称する。）に基づいて事業を行う場合に要する経費及び事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。</u></p>	<p>岩手県農業基盤整備促進事業費補助金交付要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1 地域の創意工夫による取組を総合的かつ機動的に支援し、農山漁村の活性化を図るため、事業実施主体が、<u>岩手県農業基盤整備促進事業（以下「補助事業」という。）</u>を行う場合に要する経費及び事業実施主体が補助事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。</p>

改正前	改正後
<p>(補助金の交付の対象及び補助額)</p> <p>第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)</p> <p>第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 前2号に掲げる変更以外の変更で、<u>農山漁村振興交付金交付要綱(平成28年4月1日付け27農振第2327号農林水産事務次官依命通知)別表、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱(平成28年4月1日付け27農振第2324号農林水産事務次官依命通知)第11、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱(平成30年3月30日付け29農振第2713号農林水産事務次官依命通知)第9及び中山間地域所得向上支援事業交付金交付要綱(平成28年10月11日付け28農振第1355号農林水産事務次官依命通知)別表に掲げる軽微な変更以外の変更並びに土地改良事業関係補助金交付要綱(昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林水産事務次官依命通知)第9第8項</u>に掲げる変更</p>	<p>(補助金の交付の対象及び補助額)</p> <p>第2 第1に規定する<u>補助事業の区分、事業実施主体</u>、経費及びこれに対する補助額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)</p> <p>第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 前2号に掲げる変更以外の変更で、<u>別表1の重要変更欄</u>に掲げる変更</p>

別表第1（第2関係）を次のように改める

改正前

別表第1（第2関係）

区 分	経 費	補助率
農山漁村振興交付金	事業実施主体が農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領別表1に掲げる事業を行う場合及び事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領別表1により算出される額
農地耕作条件改善事業	事業実施主体が農地耕作条件改善事業実施要綱別表に掲げる事業を行う場合及び事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	<p>農地耕作条件改善事業実施要綱別表の区分の欄に掲げる1.定額助成の事業については、農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知）第6により算出される額</p> <p>農地耕作条件改善事業実施要綱別表の区分の欄に掲げる2.定率助成の事業については、当該経費の64パーセント（中山間地域等（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和</p>

			<p>3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下「特定市町村」という。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下「特別特定市町村」という。)を含む。)、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定す</p>	
--	--	--	--	--

			<p>る特定農山村地域、急傾斜畑地帯（旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。））又は棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域をいう。以下同じ。）において行う事業にあつては、69パーセント）に相当する額以内の額</p> <p>（備考1）</p> <p>特定市町村の区域のうち特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯、指定棚田地域及び特別特定市町村の区域以外の区域内において行う事業については、令和3年度から令和8年度までの間の交付額を、実施要綱第14の2による事業採択があつた年度に応じて、それぞれ令和3年度にあつては69パーセント、令和4年度にあつては69パーセント、令和5年度にあつては68パーセント、令和6年度にあつては67パーセント、令和7年度にあつては66パーセント、令</p>	
--	--	--	--	--

			<p>和8年度にあつては65パーセントに相当する額以内の額とする。</p> <p>(備考2)</p> <p>特別特定市町村の区域のうち特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域の区域以外の区域内において行う事業については、令和3年度から令和9年度までの間の交付額を、実施要綱第14の2による事業採択があつた年度に応じて、それぞれ令和3年度にあつては69パーセント、令和4年度にあつては69パーセント、令和5年度にあつては69パーセント、令和6年度にあつては68パーセント、令和7年度にあつては67パーセント、令和8年度にあつては66パーセント、令和9年度にあつては65パーセントに相当する額以内の額とする。</p>	
	<p>農業競争力強化農地整備事業</p>	<p>事業実施主体が農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙5別表1に掲げる事業を行う場合及び事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する</p>	<p>農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙5第9及び土地改良事業関係補助金交付要綱別表(9)により算出される額</p>	

	経費		
農業水路等長寿命化・防災減災事業	事業実施主体が農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱別表に掲げる事業を行う場合に要する経費及び事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	<p>農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2712 号農林水産省農村振興局長通知）第 8 及び農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱別表により算出される額</p> <p>ただし、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領要領別表 1 の対策種類の欄の(1)に掲げるアの事業（以下「要領別表 1 (1)ア事業」という。）については、当該経費の 64 パーセント（中山間地域等において行う事業にあっては、69 パーセント）、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領要領別表 2 の対策種類の欄の(1)に掲げるオの事業（以下「要領別表 2 (1)オ事業」という。）については、当該経費の 68 パーセント（中山間地域等において行う事業にあっては、73 パーセント）に相当する額以内の額とし、備考 1 及び備考 2 とする。</p>	

(備考1)

特定市町村の区域のうち特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯、指定棚田地域及び特別特定市町村の区域以外の区域内において行う事業については、令和3年度から令和8年度までの間の交付額を、実施要綱第7の2による計画認定があった年度に応じて、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 要領別表1(1)ア事業

令和3年度にあつては69パーセント、令和4年度にあつては69パーセント、令和5年度にあつては68パーセント、令和6年度にあつては67パーセント、令和7年度にあつては66パーセント、令和8年度にあつては65パーセントに相当する額以内の額とする。

(2) 要領別表2(1)オ事業

令和3年度にあつては73パーセント、令和4年度にあつては73パーセント、令和5年度にあつては72パーセント、令和6年度にあつては71パーセント、令和7年度にあつては70パーセント、令和8年度

にあつては69パーセントに相当する額以内の額とする。

(備考2)

特別特定市町村の区域のうち特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域の区域以外の区域内において行う事業については、令和3年度から令和9年度までの間の交付額を、実施要綱第7の2による計画認定があつた年度に応じて、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 要領別表1(1)ア事業

令和3年度にあつては69パーセント、令和4年度にあつては69パーセント、令和5年度にあつては69パーセント、令和6年度にあつては68パーセント、令和7年度にあつては67パーセント、令和8年度にあつては66パーセント、令和9年度にあつては65パーセントに相当する額以内の額とする。

(2) 要領別表2(1)オ事業

令和3年度にあつては73パーセント、令和4年度にあつ

		<p>ては73パーセント、令和5年度にあつては73パーセント、令和6年度にあつては72パーセント、令和7年度にあつては71パーセント、令和8年度にあつては70パーセント、令和9年度にあつては69パーセントに相当する額以内の額とする。</p>	
中山間地域所得向上支援対策	<p>事業実施主体が中山間地域所得向上支援対策実施要領別紙1第6、別紙2別表1、別紙3-1別表、別紙3-2別表1及び別紙3-3別表に掲げる事業を行う場合並びに事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費</p>	<p>中山間地域所得向上支援対策実施要領(平成28年10月11日付け28生産第1140号農林水産省生産局長通知、28農振第1337号農村振興局長通知)別紙1別表、別紙2第7、別紙3-1別表、別紙3-2第4及び別紙3-3第7により算出される額</p>	
附帯事務費	<p>市町村が指導監督その他の事業に附帯する事務及び事業実施主体が当該事務を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費</p>	<p>当該事務又は事業実施主体が当該事務を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費の2分の1に相当する額以内の額</p>	

改正後

別表第1 (第2関係)

区 分	事業実施主体	経 費	補助額	重要変更
農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)	農山漁村振興交付金交付等要綱(令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知)別表1の区分の欄の(1)のイの(イ)に掲げる事業実施主体	事業実施主体が農山漁村振興交付金交付等要綱別表1の区分の欄の(1)のイの(イ)に掲げる事業を行う場合に要する経費及び事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	農山漁村振興交付金交付等要綱別表1の区分の欄の(1)のイの(イ)に掲げる交付率	農山漁村振興交付金交付等要綱第17に掲げる軽微な変更以外の変更
農山漁村振興交付金(情報通信環境整備対策)	農山漁村振興交付金交付等要綱別表1の区分の欄の(5)に掲げる事業実施主体	事業実施主体が農山漁村振興交付金交付等要綱別表1の区分の欄の(5)に掲げる事業を行う場合に要する経費	農山漁村振興交付金交付等要綱別表1の区分の欄の(5)に掲げる交付率	
農地耕作条件改善事業	農地耕作条件改善事業実施要綱(平成27年4月9日)	事業実施主体が農地耕作条件改善事業実施要綱別表に掲げる	農地耕作条件改善事業実施要綱別表の区分の欄に掲げる1. 定額助成の事業につ	農地耕作条件改善事業交付金交付要綱(平成28年4月1日付け27農

		<p>付け 26 農振第 2069 号農林水産事務次官依命通知) 第 5 に掲げる事業実施主体</p>	<p>事業を行う場合に要する経費及び事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費</p>	<p>いては、農地耕作条件改善事業実施要領（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2070 号農林水産省農村振興局長通知) 第 6 により算出される額</p> <p>農地耕作条件改善事業実施要綱別表の区分の欄に掲げる 2. 定率助成の事業については、当該経費の 64 パーセント（中山間地域等（豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて</p>	<p>振第 2324 号農林水産事務次官依命通知) 第 11 に掲げる軽微な変更以外の変更</p>	
--	--	---	--	---	---	--

				<p>適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下「特定市町村」という。)を、令和3年度から令和9年度までの間に</p>		
--	--	--	--	---	--	--

				<p>限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下「特別特定市町村」という。）を含む。）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域、急傾斜畑地帯（旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）又は棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p>の規定に基づき指定された指定棚田地域をいう。以下同じ。)において行う事業にあつては、69 パーセント)に相当する額以内の額</p> <p>(備考1)</p> <p>特定市町村の区域のうち特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯、指定棚田地域及び特別特定市町村の区域以外の区域内において行う事業については、令和3年度から令和8年度までの間の交付額を、実施要綱第 <u>17の2</u> による事業採択があつた年度に応じて、それぞれ令和3年度にあつては69 パーセント、令和4年度にあつては69 パーセント、令和5年度</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p>にあつては 68 パーセント、令和 6 年度にあつては 67 パーセント、令和 7 年度にあつては 66 パーセント、令和 8 年度にあつては 65 パーセントに相当する額以内の額とする。</p> <p>(備考 2)</p> <p>特別特定市町村の区域のうち特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域の区域以外の区域内において行う事業については、令和 3 年度から令和 9 年度までの間の交付額を、実施要綱第 <u>17 の 2</u> による事業採択があつた年度に応じて、それぞれ令和 3 年度にあつては 69 パーセント、令和 4 年度にあ</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p>っては 69 パーセント、令和 5 年度にあつては 69 パーセント、令和 6 年度にあつては 68 パーセント、令和 7 年度にあつては 67 パーセント、令和 8 年度にあつては 66 パーセント、令和 9 年度にあつては 65 パーセントに相当する額以内の額とする。</p>	
農業競争力強化農地整備事業	<p><u>農業競争力強化農地整備事業実施要領</u> (平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号農林水産省農村振興局長通知、29 生畜第 1500 号農林水産省生産局長通知) 別紙 5 第 3 に掲げる事業実施主体</p>	<p>事業実施主体が農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙 5 別表 1 に掲げる事業を行う場合及び事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費</p>	<p>農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙 5 第 9 及び土地改良事業関係補助金交付要綱 (昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号農林水産事務次官依命通知) 別表 (8) により算出される額とする。</p>	<p><u>土地改良事業関係補助金交付要綱第 11 第 8 項に掲げる軽微な変更以外の変更</u></p>	
農業水路	<u>農業水路等</u>	事業実施主体	農業水路等長寿命	<u>農業水路等長寿</u>	

<p>等長寿命 化・防災減 災事業</p>	<p>長寿命化・防災 減災事業実施 要綱（平成 30 年 3 月 30 日付 け 29 農振第 2711 号農林水 産事務次官依 命通知）第 4 に 掲げる事業実 施主体</p>	<p>が農業水路等長 寿命化・防災減災 事業実施要綱別 表に掲げる事業 を行う場合に要 する経費及び事 業実施主体が当 該事業を行う場 合に要する経費 に対して市町村 が補助する場合 に要する経費</p>	<p>化・防災減災事業実施 要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2712 号農林水産省農 村振興局長通知）第 8 及び農業水路等長寿 命化・防災減災事業交 付金交付要綱別表に より算出される額 ただし、農業水路等 長寿命化・防災減災事 業実施要領要領別表 1 の対策種類の欄の (1)に掲げるアの事業 （以下「要領別表 1 (1)ア事業」という。） については、当該経費 の 64 パーセント（中 山間地域等において 行う事業にあつては、 69 パーセント）、農業 水路等長寿命化・防災 減災事業実施要領要 領別表 2 の対策種類 の欄の(1)に掲げるオ の事業（以下「要領別 表 2 (1)オ事業」とい う。）については、当 該経費の 68 パーセン</p>	<p>命化・防災減災事 業交付金交付要綱 （平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振 第 2713 号農林水 産事務次官依命通 知）第 10 に掲げる 軽微な変更以外の 変更</p>
-------------------------------	---	--	---	---

				<p>ト(中山間地域等において行う事業にあつては、73パーセント)、<u>農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領要領別表2の対策種類の欄の(1)に掲げるクの事業(以下「要領別表2(1)ク事業」という。)については、当該経費の71パーセント(中山間地域等において行う事業にあつては、76パーセント)に相当する額以内の額とし、備考1及び備考2とする。</u></p> <p>(備考1) 特定市町村の区域のうち特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯、指定棚田地域及び特別特定市町村の区域以外の区域内において行う事業については、令和3年度から</p>	
--	--	--	--	---	--

				<p>令和8年度までの間の交付額を、実施要綱第7の2による計画認定があった年度に応じて、それぞれ以下のとおりとする。</p> <p>(1) 要領別表1 (1)ア事業 令和3年度にあつては69パーセント、令和4年度にあつては69パーセント、令和5年度にあつては68パーセント、令和6年度にあつては67パーセント、令和7年度にあつては66パーセント、令和8年度にあつては65パーセントに相当する額以内の額とする。</p> <p>(2) 要領別表2 (1)オ事業</p>	
--	--	--	--	--	--

令和3年度にあつては73パーセント、令和4年度にあつては73パーセント、令和5年度にあつては72パーセント、令和6年度にあつては71パーセント、令和7年度にあつては70パーセント、令和8年度にあつては69パーセントに相当する額以内の額とする。

(3) 要領別表2

(1)ク事業

令和3年度にあつては76パーセント、令和4年度にあつては76パーセント、令和5年度にあつては75パーセント、令和6年度にあつ

ては 74 パーセント、令和 7 年度にあつては 73 パーセント、令和 8 年度にあつては 72 パーセントに相当する額以内の額とする。

(備考 2)

特別特定市町村の区域のうち特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域の区域以外の区域内において行う事業については、令和 3 年度から令和 9 年度までの間の交付額を、実施要綱第 7 の 2 による計画認定があつた年度に応じて、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 要領別表 1

(1)ア事業

				<p>令和3年度にあつては69パーセント、令和4年度にあつては69パーセント、令和5年度にあつては69パーセント、令和6年度にあつては68パーセント、令和7年度にあつては67パーセント、令和8年度にあつては66パーセント、令和9年度にあつては65パーセントに相当する額以内の額とする。</p> <p>(2) 要領別表2</p> <p>(1) オ事業</p> <p>令和3年度にあつては73パーセント、令和4年度にあつては73パーセント、令和5年度にあつては73</p>	
--	--	--	--	--	--

パーセント、令和6年度にあつては72パーセント、令和7年度にあつては71パーセント、令和8年度にあつては70パーセント、令和9年度にあつては69パーセントに相当する額以内の額とする。

(3) 要領別表 2

(1) ク事業

令和3年度にあつては76パーセント、令和4年度にあつては76パーセント、令和5年度にあつては76パーセント、令和6年度にあつては75パーセント、令和7年度にあつては74パーセント、令和8年度にあつ

				<p><u>ては 73 パーセント、令和 9 年度にあつては 72 パーセントに相当する額以内の額とする。</u></p>	
<p>中山間地域所得向上支援対策</p>	<p><u>中山間地域所得向上支援対策実施要領 (平成 28 年 10 月 11 日付け 28 生産第 1140 号農林水産省生産局長通知、28 農振第 1337 号農村振興局長通知) 別紙 1 第 2、別紙 2 第 2、別紙 3-1 第 3、別紙 3-2 第 2 及び別紙 3-3 第 2 に掲げる事業実施主体</u></p>	<p>事業実施主体が中山間地域所得向上支援対策実施要領別紙 1 第 6、別紙 2 別表 1、別紙 3-1 別表、別紙 3-2 別表 1 及び別紙 3-3 別表に掲げる事業を行う場合並びに事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費</p>	<p>中山間地域所得向上支援対策実施要領別紙 1 別表、別紙 2 第 7、別紙 3-1 別表、別紙 3-2 第 4 及び別紙 3-3 第 7 により算出される額</p>	<p><u>中山間地域所得向上支援事業交付金交付要綱 (平成 28 年 10 月 11 日付け 28 農振第 1355 号農林水産事務次官依命通知) 別表に掲げる軽微な変更以外の変更</u></p>	
<p>附帯事務費</p>	<p><u>他の区分のすべての事業実施主体</u></p>	<p>市町村が指導監督その他の事業に附帯する事務及び事業実施主体が当該事務</p>	<p>当該事務又は事業実施主体が当該事務を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要</p>		

		を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	する経費の2分の1に相当する額以内の額	
--	--	---------------------------------	---------------------	--

改正前

様式第2号（別表第2関係）地区別事業内容及び配分表（農山漁村振興交付金）

市町村名	地区名	全体計画										前年度まで		本年度							本年度までの累計		翌年度以降(予定)		確定額(事業実施期間の最終年度のみ記載)					備考			
		事業メニュー番号	事業メニュー	要件類別番号	事業内容及び事業量	実施期間	事業実施主体	全体事業費	交付金額(千円未満は切り捨て)	交付額算定交付率	交付限度額(千円未満は切り捨て)	事業費	交付金	事業内容及び事業量	事業費	交付金	(次年度以降調整額)	都道府県費	市町村費	その他	本年度末進捗率	単年度交付限度額	消費税仕入控除税額	事業費	交付金	事業費	交付金	確定全体事業費	交付額算定交付率		交付限度額	交付金の総額	精算を要する額
							円	円	%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	%	円	円	円	円	円	円	円	円	%	円	円	円	
	合計																																
	①事業費計(=合計)																																
	②①のうち創意工夫発揮事業計																																
	③①のうち附帯事業計(ハード事業費)																																
	④附帯事務費(ハード事業費)																																
	総合計(①+④)																																
1	記入にあたっては、実施要領別紙6の参考様式1「農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)年度別事業実施計画の記入について」に準じる。ただし、実績額の記入にあたっては、円単位まで記入すること。																																
2	別記様式第3号及び第6号に添付する場合は、変更前の内容を「()」にし、変更後の内容をその下段に記入すること。																																
3	確定額の欄は、事業実施期間の最終年度のみ記載すること。																																
4	「次年度以降調整額」は、交付要綱第3第4項による額を記載するものとし、「本年度交付金」の欄の内数とする。																																
5	土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について(昭和44年5月24日付け44農地A第826号農林事務次官通知)に係る返還対象事業にあつては、地区内における交付金の振分けの基準を記載した書面を添付すること。(ただし、実績報告書提出時のみ添付すること。)																																

改正前	改正後
<p data-bbox="174 236 353 276">(参考添付)</p> <p data-bbox="779 236 1077 347">岩手県指令○広 第○号 住 所 法人又は氏名</p> <p data-bbox="129 363 1099 563">平成○年○月○日付け○第○号で申請のあった平成○年度岩手県農業基盤整備促進事業（○○事業）費に対し、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年規則第 71 号。以下、「県補助金規則」という。）第 5 条の規定により、次の条件を付けて補助金○○円を交付することと決定したので、県補助金規則第 7 条の規定により通知します。</p> <p data-bbox="174 579 398 611">平成○年○月○日</p> <p data-bbox="801 619 1099 651">○○広域振興局長 印</p> <p data-bbox="600 667 629 691">記</p> <p data-bbox="129 707 248 738">1 [略]</p> <p data-bbox="129 794 1099 1337">2 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「国規則」という。）、<u>農山漁村振興交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2325 号農林水産事務次官依命通知）</u>、<u>農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号農林水産事務次官依命通知）</u>、<u>農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2604 号農林水産事務次官依命通知）</u>、<u>農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号農林水産事務次官依命通知）</u>、<u>中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 農振第 1336 号農林水産事務次官依命通知）</u>、<u>岩手県農業基盤整備促進事業費補助金交付要綱（平成 29 年 1 月 31 日付け農建第 463 号岩手県農林水産部長通知）</u>、<u>県補助金規則</u>、<u>関係通達等</u>の規定に従わなければならない。</p> <p data-bbox="129 1393 309 1425">3～11 [略]</p>	<p data-bbox="1182 236 1361 276">(参考添付)</p> <p data-bbox="1787 236 2085 347">岩手県指令○広 第○号 住 所 法人又は氏名</p> <p data-bbox="1126 363 2096 523">○年○月○日付け○第○号で申請のあった○年度岩手県農業基盤整備促進事業（○○事業）費に対し、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年規則第 71 号。以下、「県補助金規則」という。）第 5 条の規定により、次の条件を付けて補助金○○円を交付することと決定したので、県補助金規則第 7 条の規定により通知します。</p> <p data-bbox="1182 531 1346 563">○年○月○日</p> <p data-bbox="1809 571 2085 603">○○広域振興局長 印</p> <p data-bbox="1597 619 1626 643">記</p> <p data-bbox="1126 659 1245 691">1 [略]</p> <p data-bbox="1126 746 2096 1297">2 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「国規則」という。）、<u>農山漁村振興交付金交付等要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 3695 号農林水産事務次官依命通知）</u>、<u>農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号農林水産事務次官依命通知）</u>、<u>農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2604 号農林水産事務次官依命通知）</u>、<u>農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号農林水産事務次官依命通知）</u>、<u>中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 農振第 1336 号農林水産事務次官依命通知）</u>、<u>岩手県農業基盤整備促進事業費補助金交付要綱（令和 6 年 3 月 29 日付け農建第 591 号岩手県農林水産部長通知）</u>、<u>県補助金規則</u>、<u>関係通達等</u>の規定に従わなければならない。</p> <p data-bbox="1126 1353 1305 1385">3～11 [略]</p>